

京都市消防局訓令甲第13号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局災害活動組織規程の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

京都市消防局長 杉 本 栄 一

第4条第2項中「指令センター員」の右に「(以下「指令センター長等」という。)」を加え、同条第5項中「指令センター」を「指令センター長等」に、「班」を「班長又は班員」に改める。

第5条第1項中「災害活動を遂行」を「消防署の管轄区域(消防分署の担当区域を含む。)における災害活動全般を統括」に改める。

第6条第2項中「本部指揮救助隊員」の右に「(以下「本部指揮救助隊長等」という。)」を加え、同条第5項中「本部指揮救助隊」を「本部指揮救助隊長等」に、「班」を「班員」に改める。

第7条第2項中「指揮隊員」の右に「(以下「指揮隊長等」という。)」を加え、同条第5項中「署指揮隊」を「指揮隊長等」に、「班」を「班員」に改める。

第9条第1項中「救助工作車」を「救助工作車等」に改める。

第13条第1項中「, 多目的物資搬送車」を削り、「及び高度救急救護車」を「, 高度救急救護車及び都市型水害対策車」に改め、同条第2項中「特別装備隊員」の右に「(以下「特別装備隊長等」という。)」を加え、同条第4項中「特別装備隊」を「特別装備隊長等」に、「班」を「班員」に改める。

別表第2左京消防署の項中「, 大量送水工作車」を削り、同表山科消防署の項中

「

ポンプ車, 電源照明車
水槽車, 化学車, 大型はしご車

」を「

水槽車, 電源照明車
ポンプ車, 化学車, 大型はしご車

」に、

「

大塚消防隊	ポンプ車
-------	------

」を「

大塚消防隊	小型水槽車
-------	-------

」に改め、

同表西京消防署の項中「, 大量送水工作車」を削り、

「

水槽車, 大型はしご車
-------------

」を「

大型はしご車
--------

」に改め、

同表伏見消防署の項中「，大量送水工作車」を削り，同表局の項中「，多目的物資搬送車」を削り，「高度救急救護車」の右に「，都市型水害対策車」を加える。

別表第4指揮者の項中「署指揮隊長」を「指揮隊長」に，「署副指揮隊長」を「副指揮隊長」に改める。

附 則

この訓令は，平成28年4月1日から施行する。

(消防局警防部警防計画課)